

労務 ROAD

■在職老齢年金制度の見直しについて

在職老齢年金制度は、**年金を受給しながら働く高齢者**について、一定額以上の報酬のある方は年金制度を支える側に回っていただくという考え方にに基づき、**年金の支給を調整する仕組み**です。
今回は現行制度のご紹介と2026年度に予定されている見直し案についてご紹介します。

在職老齢年金の対象者

- 60歳～69歳：厚生年金保険に加入しながら、老齢厚生年金を受けている方
- 70歳以上：厚生年金保険の適用事業所に勤務している方

2025年度の制度について

在職老齢年金制度では、年金制度の改正や賃金水準などの社会情勢を踏まえて、「支給停止調整額」が年度ごとに見直されています。
2025年度の支給停止調整額は「51万円」です。「名目賃金変動率」などを参考に、2024年度（令和6年度）の「50万円」から引き上げられました。

<計算例>

「賃金（ボーナス含む年収の12分の1）」が45万円、「厚生年金1ヶ月分」が10万円のシニア社員の場合

1ヶ月の年金から差し引かれる金額

$$\begin{aligned} &= \{(賃金(ボーナス含む年収の12分の1) + 厚生年金1ヶ月分) - 51万円\} \div 2 \\ &= \{(45万円 + 10万円) - 51万円\} \div 2 \\ &= (55万円 - 51万円) \div 2 \\ &= 4万円 \div 2 \\ &= 2万円 \end{aligned}$$

➡ **実際に受け取れる1ヶ月の厚生年金**
10万円 - 2万円 = 8万円



2026年度に予定される見直し案について

高齢者の活躍を後押しし、働きたい人がより働きやすい仕組みとするという観点から、厚生年金が支給停止となる基準額を、
月51万円→62万円へ引き上げることを予定しています。



先ほどの計算例のシニア社員

「賃金（ボーナス含む年収の12分の1）」が45万円、「厚生年金1ヶ月分」が10万円のシニア社員の場合

➡ 賃金と厚生年金の合計が55万円は支給停止ラインの62万円を超えないため、

従来停止されていた2万円も支給されます。満額支給へ。

この方の場合、賃金が52万円に達するまで在職老齢年金制度による支給停止の影響は受けません。

～労務 ROAD の FAX がご不要の場合は、お手数ですがご記入の上、ご返信をお願い致します。～

FAX 不要（ チェックをお願い致します。）

社名： _____ FAX 番号： _____

VOL.971
(2509-1)



〒541-0054
大阪市中央区南本町
2-6-12
サンマリオンタワー16F
TEL:06-6224-0264
FAX:06-6224-0265
HP: <https://k-s-j.net/>
編集：井村・池上・茅原・石田

社長が入れる
労災保険のことなら

「葛城経営研究会」

詳しくは、
06-6224-0480 まで！

先日、滋賀県へ小旅行に行きました。1日目は白髭神社で湖に立つ鳥居を眺め、メタセコイア並木では青々とした並木道をドライブ、2日目はローザンベリー多和田で花や動物に癒され、ラコリーナ近江八幡では名物のバームクーヘンを堪能しました。夜は伊吹山で星空を見ようと向かいましたが、入場制限で残念ながら入場できず…。それでも、自然やおいしいものを満喫でき、充実した旅行となりました。次こそは伊吹山の満天の星を見たいです。
(有馬)

お知らせ

7月～9月にかけて順次夏季休暇をいただきます。日程については各担当より別途ご連絡させていただきます。皆様にはご迷惑をお掛け致しますが、何卒よろしくお願い申し上げます。